



令和2年度 介護保険料のお知らせ



資料6

介護保険料は、前年中の本人の所得や、4月1日時点の世帯における市民税の課税状況をもとに決定します。

令和元年10月の消費税率10%への引上げにあわせ、介護保険法施行令改正により、低所得（第1段階から第3段階）の第1号被保険者（65歳以上）にかかる介護保険料の減額措置を拡充します。

○介護保険料の納め方（納め方を自分で選ぶことはできません。）

特別徴収...年金からの天引きによる納付

対象者：老齢（退職）年金等が18万円以上の人。

普通徴収...納付書または口座振替による納付

対象者：老齢（退職）年金等が18万円未満の人。
住所異動等で、年金からの天引きができない人。

○介護保険料の段階

平成30年度から令和2年度までの介護保険料基準額は 月額6,570円（年額78,840円）です。

段階	対象者		年額
第1段階	本人及び世帯が 市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	平成30年度 33,110円 令和元年度 27,190円 令和2年度 21,280円
第2段階		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え 120万円以下の人	平成30年度 55,180円 令和元年度 45,320円 令和2年度 35,470円
第3段階		合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	平成30年度 59,130円 令和元年度 57,150円 令和2年度 55,180円
第4段階	本人が市民税非 課税で、世帯が 市民税課税	合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	70,950円
第5段階		合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超えの人	78,840円（基準額）
第6段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が80万円未満の人	90,660円
第7段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	94,600円
第8段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	102,490円
第9段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	118,260円
第10段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	134,020円
第11段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	149,790円
第12段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	165,560円
第13段階		合計所得金額が600万円以上の人	173,440円

「世帯」とは…4月1日時点の住民票に記載のある世帯をいいます。

「課税年金収入」とは…市民税の課税の対象となる公的年金（国民年金・厚生年金等）の収入金額のことで、非課税となる年金（遺族年金・障害者年金等）は含まれません。

「合計所得金額」とは…収入から必要経費（収入の種類によって計算方法が異なります）を控除した金額。

なお、配偶者控除、社会保険料控除、医療費控除等の所得控除は含みません。

また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金等に係る雑所得（第1～第5段階のみ）がある場合は、これを合計所得金額から控除した額を用います。